

教育委員会会議 定例会

令和元年 9月 4日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 26 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 27 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 28 号 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 第 29 号 県議会に提出する予定案件について
- 第 30 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 31 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 32 号 山梨県指定文化財の指定解除について
- 第 33 号 県議会に提出する予定案件について

2 報 告 事 項

- (4) 令和2年度使用山梨県立学校用教科用図書採択結果について
- (5) 令和2年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査について

3 その他報告

- (15) 山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

議案第 26 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 27 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 28 号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

地方公務員法等の一部改正に鑑み、会計年度任用職員制度を導入するため、教育委員会が所管する技能労務職員の給与に関する規則について、所要の改正を行う必要がある。

規則の概要

教育庁福利給与課

題名	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	地方公務員法等の一部改正に鑑み、会計年度任用職員制度を導入するため、技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年5月、地方公務員法等の一部が改正され、会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）について制度化された。（令和2年4月1日施行）。 ○ 本県においても、会計年度任用職員制度を導入するため、山梨県職員給与条例等について所要の改正を行った（令和元年6月議会）。 ○ 当該条例改正を踏まえ、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与について必要な事項を定めるため、技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会での技能労務職員の給与の基準については、当該規則が適用される職員の範囲や、支給対象業務や公署が限定される特殊勤務手当といった教育委員会固有の内容以外（給料表、初任給、その他の給与等）は、知事部局での技能労務職員の例によると当該規則で定めている。このため、教育委員会固有の内容について所要の改正を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該規則が適用される職員の範囲に、単純な労務に雇用される会計年度任用職員を加える。 ・ 特殊勤務手当の支給対象に、当該会計年度任用職員を加える。 ※ 技能労務職員の給与の基準については、条例ではなく、各任命権者の規則において規定されている（「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」第3条）。 ※ 今回の改正では、山梨県職員給与条例の改正と同様の改正を行う。なお、知事部局での技能労務職員の給与に関する規則についても、同様に改正を行う。
施行期日	令和2年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第	号	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和年月日	山梨県教育委員会	教育長
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)	山梨県教育委員会規則第十二号	
一部を次のように改正する。		
号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(以下この条、第二号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(以下この条、	有する職員)の下に「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十	第一項及び第六条第二項において「第二号会計年度任用職員」という。)一を加え
、同条に次のただし書きを加える。	は、「法第五十七条に規定する単純な労務	ただし、第二号会計年度任用職員にあつては、「法第五十七条に規定する単純な労務

に雇用される職員に限る。

第五条第一項及び第六条第一項中「及び専門員」を「専門員及び第二号会計年度任用職員」に改める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(職員の範囲)</p> <p>第二条 この規則において「技能労務職員」とは、山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）第一条第二項に規定する別表第一の職名を有する職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号。以下「法」という。）第十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条、第五条第一項及び第六条第一項において「第一号会計年度任用職員」という。）をいう。ただし、第一号会計年度任用職員につきでは、法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員に限る。</p> <p>(有害薬物取扱手当)</p> <p>第五条 有害薬物取扱手当は、北杜高等学校、農林高等学校又は笛吹高等学校に勤務し、人体に有害な農薬を散布する作業に従事した主任技能員、技能員、専門員及び第一号会計年度任用職員に対して支給する。</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第二条 この規則において「技能労務職員」とは、山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）第一条第二項に規定する別表第一の職名を有する職員</p> <p>（以下この条、第五条第一項及び第六条第一項において「第一号会計年度任用職員」という。）をいう。ただし、第一号会計年度任用職員につきでは、法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員に限る。</p> <p>(有害薬物取扱手当)</p> <p>第五条 有害薬物取扱手当は、北杜高等学校、農林高等学校又は笛吹高等学校に勤務し、人体に有害な農薬を散布する作業に従事した主任技能員、技能員及び専門員に対して支給する。</p>
2 路	2 路

<p>(特殊自動車運転等作業手当)</p> <p>第六条 特殊自動車運転等作業手当は、北杜高等学校、農林高等学校、笛吹高等学校又は特別支援学校に勤務し、次に掲げる作業に従事した技能労務職員（第一号に掲げる作業にあつては、主任技術員、技術員、主任技能員、技能員、専門員及び第一号会計年度任用職員に限る。）に対して支給する。</p> <p>一・二 路</p>	<p>(特殊自動車運転等作業手当)</p> <p>第六条 特殊自動車運転等作業手当は、北杜高等学校、農林高等学校、笛吹高等学校又は特別支援学校に勤務し、次に掲げる作業に従事した技能労務職員（第一号に掲げる作業にあつては、主任技術員、技術員、主任技能員、技能員及び専門員に限る。）に対して支給する。</p> <p>一・二 路</p>
---	---

議案第 29 号

県議会に提出する予定案件について

[別途資料配付]

議案第 30 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重かつ特殊な作者により製作されたものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「絹本着色仏涅槃図 一幅」

議案第 31 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「木造六觀音、男神立像及び諸尊像 十七軀」

議案第 32 号

山梨県指定文化財の指定解除について

提案理由

次の天然記念物は、県指定天然記念物としての価値を失ったと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第32条第1項の規定により、山梨県指定天然記念物の指定を解除することとしたい。

県指定文化財の指定解除

県指定天然記念物 1件

「鶯宿峠のリョウメンヒノキ」

議案	名称	議案内容	特徴	指定・指定解除の必要性
30	絹本着色仏涅槃図	元禄2年（1689）に第2代水戸藩主徳川光圀が、生母（久昌院、寛文元年・1662没）の追善供養のために、明から心越で描いた仏涅槃図である。仮尊が混織する宝台に、良質の筆致で精確な仮画の中でも大作に指定される。画面に歴史的にも著名な徳川光圀の贊が款印や伝来を用いたことから、伝わる。良質の筆致で細密で精確な仮画の中でも大作に指定される。	画面に歴史的にも著名な徳川光圀の贊があり、筆が捺者、顔料を用いたことから、伝わる。良質の筆致で細密で精確な仮画の中でも大作に指定される。	指定・指定解除の必要性
31	木造六觀音、男神立像及諸尊像 （ヨウロクエンノヒョク、オジンリョウザン、スヂブヨビショソクザン）	木彫群17軀のうち14軀は平安時代の制作で、県内の平安時代を中心とした彫刻群としては、14軀がまとまつて伝わる。山梨県内でもごく少なく、中央市大福寺の彫刻群に次ぐ規模である。六觀音に、本来は觀音菩薩に含まれない梵天立像が入っているのが特徴であるが、これは天台系から真言系へ移行する六觀音像の初期的な形態を示すものと思われ、現存する作例は非常に少くはない。同様に11世紀の制作と考えられる男神立像2軀は、洗練された優れた作行きを示し、県内の男神像としては重要な文化財である。	木彫群17軀のうち14軀は平安時代の制作で、県内の平安時代を中心とした彫刻群としては、14軀がまとまつて伝わる。山梨県内でもごく少なく、中央市大福寺の彫刻群に次ぐ規模である。六觀音に、本来は觀音菩薩に含まれない梵天立像が入っているのが特徴であるが、これは天台系から真言系へ移行する六觀音像の初期的な形態を示すものと思われ、現存する作例は非常に少くはない。同様に11世紀の制作と考えられる男神立像2軀は、洗練された優れた作行きを示し、県内の男神像としては重要な文化財である。	指定
32	鷲宿峠のリヨウメンヒノキ	笛吹市芦川町鷲宿峠に所在するヒノキの変種であり、古くは樹種不明により「ナンシヤモンシヤ」と呼ばれていた。平成30年10月1日に通過した台風24号の強風により倒伏。有識者等と現地協議を行い、維管署がすべて断裂しておらず、見込みはほぼないとの見解を得た。令和元年7月5日に再度現地協議を行い、枯死を確認した。	笛吹市芦川町鷲宿峠に所在するヒノキの変種であり、古くは樹種不明により「ナンシヤモンシヤ」と呼ばれていた。平成30年10月1日に通過した台風24号の強風により倒伏。有識者等と現地協議を行い、維管署がすべて断裂しておらず、見込みはほぼないとの見解を得た。令和元年7月5日に再度現地協議を行い、枯死を確認した。	枯死

(令和元年9月4日 定例教育委員会)

課名	高校教育課 高校改革・特別支援教育課
----	-----------------------

件名	令和2年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択結果について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○公立学校で使用される教科書の採択の権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。 (「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号) ○本県においては、県立高等学校（特別支援学校高等部を含む）の教科用図書の採択は、教育長に委任されている。（「山梨県教育委員会委任規則」第2条） ○各県立高等学校（特別支援学校高等部を含む）へは、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために、校内教科書採択研究委員会の設置、調査研究、教科書制度の概要、教科書採択の基本方針についての指導・助言を行い、高等学校用教科書目録（平成32年度使用）より使用希望教科書の一覧表（使用教科書一覧表）及び教科書選定理由書の作成を求めた。 ○特別支援学校小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け教科用図書採択の適正な実施を図るための指導・助言を行い、各学校に令和2年度使用教科用図書の調査資料の作成を求めた。 ○各校は校内教科書採択研究委員会での調査及び生徒の実態を踏まえ、最も適切な教科書の選定を行い、各県立高等学校（特別支援学校高等部を含む）においては、使用教科書一覧表及び教科書選定理由書、特別支援学校小・中学部においては、調査資料の提出を行った。 ○各校より提出された資料は、各担当指導主事が確認を行った。 ○以上の経緯を経て提出された使用希望教科書について、令和2年8月28日付で教育長が採択を行った。 <p>(1) 県立高等学校(特別支援学校高等部を含む) 検定済教科書：504種 147,645冊 (2) 特別支援学校</p> <p>□小・中学部</p> <p>検定済教科書（小学部）</p> <p>国語：1種、書写：2種、社会：2種、地図：1種、算数：2種、理科：2種、 生活：3種、音楽：2種、図画工作：2種、家庭：2種、保健：1種、 英語：3種、道徳：5種</p> <p>検定済教科書（中学部）</p> <p>国語：1種、書写：2種、社会（地理的分野）：3種、社会（歴史的分野）：1種、 社会（公民的分野）：2種、地図：1種、数学：1種、理科：2種、 音楽（一般）：2種、音楽（器楽）：2種、美術：3種、保健体育：2種、 技術・家庭（技術分野）：1種、技術・家庭（家庭分野）：3種、英語：3種、 道徳：1種（うぐいすの杜学園以外の各校の特別の教科道徳については平成30年度採択済み）</p> <p>文部科学省著作教科書：71種 一般図書：396種</p> <p>□高等部</p> <p>検定済教科書：高等学校用 131種 427冊 中学校用 2種 96冊</p> <p>文部科学省著作教科書：なし 一般図書：12種（355冊）</p>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○採択された教科用図書に関する一覧表および教科書選定理由書は、高校教育課及び山梨県教育委員会ホームページで公開する。 ○採択された教科用図書の需要数は、県内市・私立高等学校分と合わせ、検定教科用図書及び文部科学省著作教科用図書については9月16日までに、一般図書については、9月28日までに文部科学大臣に報告する。（市・私立高等学校分を合わせた採択数 550種 245,121冊）。（「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条）

(令和元年9月4日 定例教育委員会)

課名	高校教育課
----	-------

件名	令和2年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査について
経緯	<p>昨年度の状況 平成31年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査 (平成30年度実施)</p> <p>1 選考検査種別 実習助手（工業） 寄宿舎指導員</p> <p>2 願書の提出期間 平成30年10月22日（月）～10月24日（水）</p> <p>3 検査 平成30年11月10日（土）・11日（日） 山梨県立甲府第一高等学校</p> <p>4 検査通過者発表 平成30年12月21日（金）</p>
内容	<p>令和2年度採用 山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査実施要項の概要</p> <p>1 受検資格 <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者 <input type="checkbox"/> 昭和45年4月2日以降に出生し、高等学校卒業以上の学歴を有する者 </p> <p>2 選考検査種別 実習助手（工業）（理科） 寄宿舎指導員</p> <p>3 採用予定数 いずれも若干名</p> <p>4 願書の提出期間及び提出先 期 間 令和元年10月21日（月）～10月24日（木） ※10月22日（火）を除く 提出先 教育庁高校教育課</p> <p>5 検査 期 日 令和元年11月9日（土）・10日（日） 会 場 山梨県立甲府第一高等学校 内 容 一般教養、専門教養、適性検査、作文、面接</p> <p>6 通過者発表 令和元年12月下旬</p> <p>7 その他</p> <p>①加点対象免許資格 実習助手（工業）：高等学校「工業」教諭免許、専門分野の免許資格 実習助手（理科）：高等学校「理科」教諭免許、専門分野の免許資格 (理科については、令和2年度選考検査より加点対象) 寄宿舎指導員：特別支援学校教諭免許、専門分野の免許資格</p> <p>②令和2年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査実施要項及び願書等は、令和元年10月上旬から配付予定</p>

規則の概要

教育庁学術文化財課

規則名	山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則
趣取旨	消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の額を改定する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年8月、消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税率が8%から10%に改定された。 ※ 改正法の施行日：当初の平成27年10月1日から、二度の法改正により令和元年10月1日に変更 ○ 公の施設の使用料は、消費税等の課税対象になる。 ○ このため、使用料の額を改定する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>県立文学館の設備器具の使用料の額について、消費増税相当分の引上げを行う。</p>
施行期日	令和元年10月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則新旧対照表

新

(使用料の額)	
品名	単位
第二条 使用料の額は、次の表のとおりとする。	使用料（条例別表第三の使用区分（全日の使用区分を除く。）ごとに各一回）
サイドスポット	びょうぶ
ライト	一双
アッパー ホリゾン	二、八六〇円
ントライト	二二〇円
ロアー ホリゾン	一、八一〇円
トライト	一、八一〇円
ピングス ポットラ	三、五二〇円
イト	二、八六〇円
レコードプレーヤー	二、八六〇円
テープレコード	一
映写機（十六ミリメートル）	七、一五〇円

(使用料の額)	
品名	単位
第二条 使用料の額は、次の表のとおりとする。	使用料（条例別表第三の使用区分（全日の使用区分を除く。）ごとに各一回）
サイドスポット	びょうぶ
ライト	一双
アッパー ホリゾン	二、八〇〇円
ントライト	二一〇円
ロアー ホリゾン	一、七八〇円
トライト	一、七八〇円
ピングス ポットラ	三、四五〇円
イト	一、七八〇円
レコードプレーヤー	二、八〇〇円
テープレコード	一
映写機（十六ミリメートル）	七、〇二〇円

旧

備考	略	品名	単位	使用料（条例別表第三の使用区分（全日の使用区分を除く。）ごとに各一回）
		サイドスポット	びょうぶ	二、八六〇円
		ライト	一双	二二〇円
		アッパー ホリゾン	一列	一、八一〇円
		ントライト	一列	一、八一〇円
		ロアー ホリゾン	一列	一、八一〇円
		トライト	一列	一、八一〇円
		ピングス ポットラ	三、五二〇円	二、八六〇円
		イト	二、八六〇円	二、八六〇円
		レコードプレーヤー	一台	二、八六〇円
		テープレコード	一台	一
		映写機（十六ミリメートル）	七、一五〇円	七、一五〇円